

第七四回

参第五号

公職選挙法の一部を改正する法律（案）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百十一条（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）」を「第二百十一条（公務員等の選挙犯罪による当選無効の訴訟）」に、「第二百二十四条の二（おとり罪）」を

「第二百二十四条の二（雇用、取引関係を利用して選挙運動をさせる等の罪）

第二百二十四条の三（おとり罪）」

に改める。

第二十五条第四項中「（（総括主宰者等の選挙犯罪の場合））」を「（（公務員等の選挙犯罪の場合））」に改める。

第九十七条第一項中「又は第九十九条」を「若しくは第九十九条」に、「失つたとき」を「失つたとき又は第二百十一条（（公務員等の選挙犯罪の場合））の規定による訴訟の結果若しくは第二百五十一条（（当選人の選挙犯罪に因る当選無効））若しくは第二百五十一条の二（（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効））の規定により当選人の当選が無効となつたとき」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九十八条中「又は第九十五条第二項（（同点者の場合））の規定の適用を受けた得票者」を削る。

第一百七条中「当選人が」を削り、「（（当選人の選挙犯罪に因る当選無効））」の下に「若しくは第二百五十一条の二（（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効））」を加える。

第一百九条第五号中「（（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪の場合））」を「（（公務員等の選挙犯罪の場合））」に改め、同条第六号中「（（当選人の選挙犯罪に因る当選無効））」の下に「又は第二百五十一条の二（（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効））」を加える。

第一百十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第四項とする。

この場合において、同条中「第九十五条第一項但書（（法定得票数））の規定による得票者で」とあるのは「九十五条第一項ただし書（（法定得票数））の規定による得票者又は第九十五条第二項（（同点者の場合））の規定の適用を受けた得票者で」と読み替えるものとする。

第一百十二条第二項中「地方公共団体の長」の上に「第一項に規定する場合を除き、」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「衆議院議員」の上に「前項に規定する場合を除き、」を加え、「第九十五条第一項但書（（法定得票数））」を「第九十五条第一項ただし書」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長について、第二百

十一条（（公務員等の選挙犯罪の場合））の規定による訴訟の結果又は第二百五十一条（（当選人の選挙犯罪に困る当選無効））若しくは第二百五十一条の二（（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効））の規定によりその当選が無効となつた場合において、第九十五条第一項ただし書（（法定得票数））の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

第百十三条第一項中「第三項及び第四項」を「第二項、第四項及び第五項」に改める。

第百十四条中「第二項から第四項まで」を「第一項及び第三項から第五項まで」に改める。

第二百十一条の見出しを「（公務員等の選挙犯罪による当選無効の訴訟）」に改め、同条中第一項及び第二項を削り、同条第三項中「、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二」を「（（買収及び利害誘導罪））、第二百二十二条（（多数人買収及び多数人利害誘導罪））、第二百二十三条（（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪））、第二百二十三条の二（（新聞紙、雑誌の不法利用罪））、第二百二十四条の二（（雇用、取引関係を利用して選挙運動をさせる等の罪））」に改め、同項を同条とする。

第二百十七条中「（（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪の場合））」を「（（公務員等の選挙犯罪の場合））」に改める。

第二百十九条中「（（総括主宰者等の選挙犯罪の場合））」を「（（公務員等の選挙犯罪の場合））」に改める。

第二百二十条第二項中「（（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪の場合））」を「（（公務員等の選挙犯罪の場合））」に改める。

第二百二十一条第一項第二号中「用水」を「雇用、取引、用水」に改め、同条第三項第三号中「二分の一」を「四分の一」に改め、同項第四号中「三箇以内」を「二箇以上」に、「又は二」を「又は二以上」に改め、同項に次の一号を加える。

五 公職の候補者の父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹で選挙運動をした者又は公職の候補者のその他の四親等内の親族で当該公職の候補者若しくは第二号若しくは前号に掲げる者と意思を通じて選挙運動をしたもの

第二百二十一条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、公職の候補者の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹が、当該選挙運動について、当該公職の候補者又は同項第二号若しくは第四号に掲げる者と意思を通じていなかったことを立証した場合は、その立証した者については、適用しない。

第二百二十二条に次の二項を加える。

4 前条第三項各号に掲げる者が同条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号の罪を犯した場合においてその者が常習者であるときも、また前項と同様とする。

5 前条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

第二百二十三条第三項及び第二百二十三条の二第二項に、それぞれ、後段として次のように加える。

同条第四項の規定は、この場合について準用する。

第二百二十四条の二中「又は第二百四十七条」を「、前条又は第二百四十七条」に改め、同条を第二百二十四条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

(雇用、取引関係を利用して選挙運動をさせる等の罪)

第二百二十四条の二 事業若しくは事務を行う個人又は事業者(事業又は事務を行う会社等(会社その他の法人又は団体をいう。以下この条において同じ。))又は個人をいう。以下この条において同じ。)の管理役職員(会社等である事業者の役員又は事業者の代理人、管理若しくは監督の地位にある従業員その他事業者のために従業員の雇用に関する事項について行為をする者をいう。)が、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて、雇用関係による影響力を利用して、当該事業者の行う事業又は事務に従事する者に対し、選挙運動をするように誘導をし、又は選挙運動をするようにその者を威迫したときは、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 個人である事業者又は事業者の役員等(会社等の役員又は会社等若しくは人の代理人その他会社等若しくは人のために取引に係る行為をする者をいう。以下この項において同じ。)が、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて、当該事業者の行う事業又は事務に係る取引関係による影響力を利用して、その取引関係の相手方(その者が会社等である場合にあつてはその者の役員等とし、その者が個人である場合にあつてはその者の役員等を含む。以下この項において同じ。)に対し、選挙運動をするように誘導をし、又は選挙運動をするようにその取引関係の相手方を威迫したときも、また前項と同様とする。

3 第一項又は第二項の誘導に応じ又はこれを促した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

4 第二百二十一条((買収及び利害誘導罪))第三項各号に掲げる者が、第一項又は第二項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。同条第四項の規定は、この場合について準用する。

第二百二十五条第三号中「用水」を「雇用、取引、用水」に改める。

第二百三十四条中「第二百二十五条」を「第二百二十四条の二((雇用、取引関係を利用して選挙運動をさせる等の罪))、第二百二十五条」に改める。

第二百五十一条の二第一項中「又は第二百二十三条の二((新聞紙、雑誌の不法利用罪))」を「、第二百二十三条の二((新聞紙、雑誌の不法利用罪))又は第二百二十四条の二((雇用、取引関係を利用して選挙運動をさせる等の罪))」に、「(第四号に掲げる者については、これらの罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつたとき)」を「(第四号に掲げる者については、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項若しくは第二項、第二百二十三条第一項、第二百二十三条の二第一

項又は第二百二十四条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定により刑に処せられたときを除く。）」に改め、同項第二号中「二分の一」を「四分の一」に改め、同項第三号中「三箇以内」を「二箇以上」に、「又は二」を「又は二以上」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 公職の候補者の父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹で選挙運動をした者又は公職の候補者のその他の四親等内の親族で当該公職の候補者若しくは第一号若しくは前号に掲げる者と意思を通じて選挙運動をしたもの

第二百五十一条の三第一項中「第二百五十五条」を「第二百二十四条の二（（雇用、取引関係を利用して選挙運動をさせる等の罪））、第二百五十五条」に改める。

第二百五十二条第一項中「罪を除く」を「罪並びに第三項に掲げる罪を除く」に改め、同条第二項中「罪を除く」を「罪及び第三項に掲げる罪を除く」に改め、同条第三項中「又は第二百二十三条の二（（新聞紙、雑誌の不法利用罪））」を「、第二百二十三条の二（（新聞紙、雑誌の不法利用罪））又は第二百二十四条の二（（雇用、取引関係を利用して選挙運動をさせる等の罪））」に、「者で更に第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられた者については、前二項の五年間は、十年間とする」を「者は、罰金の刑に処せられた者又はその他の刑につき刑の執行猶予の言渡しを受けた者にあつてはその裁判が確定した日から十年間、その他の者にあつてはその裁判が確定した日から刑の執行が終わるまでの間又は刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後十年間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない」に改め、同条第四項中「（第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられた者を除く。）」及び「第一項に規定する者で第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられたもの及び」を削り、「第一項若しくは第二項」を「同項」に改める。

第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条中「若しくは第二百二十三条の二（（新聞紙、雑誌の不法利用罪））」を「、第二百二十三条の二（（新聞紙、雑誌の不法利用罪））若しくは第二百二十四条の二（（雇用、取引関係を利用して選挙運動をさせる等の罪））」に改め、「第二百二十三条の二、」の下に「第二百二十四条の二、」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 2 改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定は、この附則で別に定めるもののほか、この法律の施行の日以後にその期日が公示され又は告示される選挙から適用し、同日の前日までにその期日が公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の日以後において、改正前の公職選挙法第二百十一条の規定による当選無効の訴訟の結果又は改正前の同法第二百五十一条の規定により当選人の当選が無効となつたときについては、新法第九十七条、第九十八条及び第一百十二条から第一百四

までの規定を適用する。この場合において、新法第九十七条及び第一百十二条第一項中「第二百十一条（（公務員等の選挙犯罪の場合））」とあるのは「第二百十一条（（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪の場合））」と、「第二百五十一条（（当選人の選挙犯罪に因る当選無効））若しくは第二百五十一条の二（（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効））」とあるのは「第二百五十一条（（当選人の選挙犯罪による当選無効））」と読み替えるものとする。

（罰則に関する経過措置）

- 4 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例により行われる選挙に関してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（漁業法の一部改正）

- 5 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項前段中「、第二百十一条第二項」を削り、同項後段の表中第二百十一条第一項の項を削り、同表の第二百二十一条第三項の項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改め、同表の第二百二十二条第三項の項中「第二百二十二条第三項」を「第二百二十二条第三項及び第四項」に、「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改め、同表中

「 第二百二十三条第三項 第二百二十三条の二第二項	第二百二十一条第三項各号	第二百二十一条第三項第一号、第二号及び第四号
---------------------------------	--------------	------------------------

を

「 第二百二十三条第三項 第二百二十三条の二第二項 第二百二十四条の二第四項	第二百二十一条第三項各号	第二百二十一条第三項第一号、第二号、第四号及び第五号
---	--------------	----------------------------

に改め、同表の第二百二十四条の二第一項の項及び第二百二十四条の二第二項の項中「第二百二十四条の二」を「第二百二十四条の三」に改め、同表の第二百五十二条第一項及び第二百五十二条第二項の項中「及び第二百五十三条の罪」の下に「並びに第三項に掲げる罪」を加え、「（第二百五十三条の罪）」を「（第二百五十三条の罪及び第三項に掲げる罪）」に改め、「第二百四十五条の罪」の下に「及び第三項に掲げる罪」を加える。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

- 6 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条前段中「第一百十二条第一項、第三項及び第四項」を「第一百十二条第一項、第二項、第四項及び第五項」に、「、第二百八条及び第二百十一条第二項」を「及び第二百八条」に改め、同条後段の表中第九十七条第二項の項、第百三条の項、第一百十二条第一項の項及び第二百十一条の項を削り、同表の第二百二十一条第三項の項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改め、同表の第二百二十二条第三項の項中「第二百二十二条第三項」を「第二百二十二条第三項及び第四項」に、「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改め、同表の第二百二十三条第三項の項及び第二百二十三条の二第二

項の項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改め、同表中

「

第二百二十四条の二第一項	同条第一項各号	同条第一項第一号、第三号及び第四号
--------------	---------	-------------------

」

を
「

第二百二十四条の二第四項	第二百二十一条（（買収及び利害誘導罪））第三項各号	第二百二十一条（（買収及び利害誘導罪））第三項第一号、第二号、第四号及び第五号
第二百二十四条の三第一項	同条第一項各号	同条第一項第一号、第三号及び第四号

」

に改め、同表の第二百二十四条の二第二項の項中「第二百二十四条の二第二項」を「第二百二十四条の三第二項」に改め、同表の第二百五十二条第一項の項中「罪を除く」を「罪並びに第三項に掲げる罪を除く」に改め、同表の第二百五十二条第二項の項中「罪を除く」を「罪及び第三項に掲げる罪を除く」に改め、「第十六章に掲げる罪」の下に「（第三項に掲げる罪を除く。）」を加える。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

- 7 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第二号及び第四十六条第三号中「用水」を「雇用、取引、用水」に改める。

理 由

最近の選挙運動の実態にかんがみ、悪質ないわゆる金権企業ぐるみ選挙に対処するため新しく罰則を設け、また、連座制及びいわゆる公民権の停止の規定を強化し、その他買収等悪質な選挙犯罪に係る罰則その他の所要の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。